

# 新規公開に係る転換社債型新株予約権付社債の 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される転換社債型新株予約権付社債（以下「新規公開CB」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規公開CBのお取引は、主に募集または売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開CBは、事業会社等が発行する株式等に転換可能な当該事業会社等の発行する社債券であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や金利水準の変化、当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 新規公開CBの新株予約権を行使できる期間には制限があります。

## 手数料等の諸費用について

- 新規公開CBを購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

## 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 新規公開CBのお取引にあたっては、株式相場等の変動や金利水準の変化に伴い、新規公開CBの上場後の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 新規公開CBは、株式等に転換できる旨の権利が付されており、当該株式等の価格や評価額の変動に伴い、新規公開CBの上場後の価格が変動することや、転換後の当該株式等の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新規公開CBは、市況環境の変化や株式等への転換による市場流通量の減少等により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。また、新規公開CBを償還まで保有したとき、償還金額が当初購入金額を下回る場合には償還差損が生じることとなります。

## 有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 新規公開CBの発行者や、新規公開CBの元利金の支払いを保証している者の信用状況または業務もしくは財産の状況に変化が生じた場合、新規公開CBの上場後の価格が変動することや、転換後の株式等の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新規公開CBの発行者や、新規公開CBの元利金の支払いを保証している者の信用状況または業務もしくは財産の状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞る、あるいは支払不能が生じるリスクがあります。
- 新規公開CBのうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞る、あるいは支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

## 新株予約権を行使できる期間には制限があります

- 新規公開CBの新株予約権を行使できる期間には制限があります。また、新株予約権の行使に関する特別の条件が付されることがありますのでご注意ください。

## 新規公開CBのお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 新規公開CBのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 新規公開CBに係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開CBのお取引については、以下によります。

- 新規公開CBの募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 新規公開CBの売出し

## 新規公開CBに関する租税の概要

新規公開CBの募集または売出しに際して課税はされません。

なお、上場後のCB（以下「上場CB」といいます。）に係る課税は次のとおりです。

**個人のお客さまに対する上場CBの課税は、以下によります。**

- 上場CBの譲渡益及び償還益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 上場CBの利子は、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 上場CBの利子、譲渡損益及び償還損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。ただし、NISA口座での譲渡損失は、損益通算/繰越控除の対象外です。

**法人のお客さまに対する上場CBの課税は、以下によります。**

- 上場CBの利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

詳細につきましては、税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開CBのお取引や保護預りを行う場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。
- お取引に際しては、原則として、当該ご注文に係る代金の全部または一部（前受金）をあらかじめお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ご注文いただいた新規公開CBのお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

## 当社の概要（2024年1月31日現在）

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,350億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2009年6月

## お問い合わせ先

ご不明点等は、日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

日興コンタクトセンター  **0570-017-250**（受付時間：平日8:30～17:30）

※ナビダイヤルは通話料が発生します。発信者番号を通知の上おかけください。

## その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。